

漁港の指定等に関する提言の事務要領について

平成16年9月1日付け16水港第1859号
都道府県水産基盤整備主務課長あて
水産庁漁港漁場整備部計画課長通知

一部改正 平成23年5月2日付け22水港第594号
最終改正 令和6年3月27日付け5水港第2997号

第1 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号。以下「法」という。）法第6条第3項又は第4項の規定に基づく漁港の指定、同条第6項の規定に基づく指定内容の変更及び当該指定の取り消し（以下「漁港の指定等」という。）並びに法第66条第3項の規定に基づく漁港施設とみなされる施設の指定（以下「みなし施設の指定」という。）に関する提言（以下「提言」という。）を農林水産大臣に行う場合の提言書（以下「提言書」という。）の様式及び添付資料は、この事務要領に定めるところによることが望ましい。

また、当該漁港の漁港管理者が農林水産大臣に提言を行う場合も同様である。

第2 提言は、当該漁港の漁港の種類、名称及び区域について、「漁港の指定等に関する基準の制定等について」（平成13年3月30日付け12水港第4566号）の規定を十分に考慮するとともに、漁港の指定等に関するものにあつては関係地方公共団体とも協議して行うことが望ましい。

第3 行政運営の簡素化、効率化及び透明性の確保を図るため、漁港の港勢や施設等の空間的な広がりを持つ地図データとそれに付随する説明的なデータを包括的に利用ができるよう、地理情報システム（GIS）の導入を推進する必要があることから、漁港の区域の表示については、経緯度を用いることが望ましい。

第4 提言書の様式及び添付資料は、次のとおりとする。

（1）漁港の指定等に係るものの様式は、別記様式第1号のとおりとし、当該漁港の指定等に関して参考となる資料として、別表に掲げる図面及び書面を添付するものとする。

なお、図面の調製及び書面の様式は、「漁港の指定等に係る区域の報告等に関する事務要領」（平成23年5月2日付け22水港第593号水産庁長官通知）の規定のとおりとする。

（2）みなし施設の指定に係るものの様式は、別記様式第2号のとおりとする。

附 則

「漁港の指定等に関する提言の事務取扱について」（平成13年8月18日付け13水港第2385号）は、廃止する。

附 則（令和3年2月1日付け2水港第2174号）

1 この通知は、令和3年2月5日から施行する。

2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものと

みなす。

- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和6年3月27日付け5水港第2997号）

- 1 この通知は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事
(又は漁港管理者)

(漁港の指定・漁港の指定内容の変更・漁港の指定の取消し) について

下記漁港については、漁港及び漁場の整備等に関する法律(昭和25年法律第137号)第6条(第3項の規定に基づく漁港の指定・第4項の規定に基づく漁港の指定・第6項の規定に基づく指定内容の変更・第6項の規定に基づく指定の取消し)を行う必要があると認められるため、関係書類を添えて提言する。

記

- 1 漁港の名称、種類及び所在地
- 2 提言の内容(別添)
- 3 関係地方公共団体の同意書(別添)
- 4 漁港の区域と河川区域又は海岸保全区域との関係(別添)
- 5 その他添付資料(別添)

- 注1 この提言を提出する場合には、()内に該当するいずれかの項目のみを選択し、記載すること。
- 2 提言の内容の調書の様式は、当該提言が漁港の指定又は当該漁港の取消に係るものにあつては別紙様式第3号の1、また、当該漁港の指定内容の変更に係るものにあつては別紙様式第3号の2のとおりとする。
 - 3 漁港の区域と河川区域又は海岸保全区域との関係に係る調書の様式は、別紙様式第4号のとおりとする。

別記様式第2号

番 号
年 月 日

農林水産大臣 殿

都道府県知事
(又は漁港管理者)

漁港施設としてみなされる施設の指定について

下記施設については、漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）第40条第2項の規定に基づく、漁港施設としてみなされる施設としての指定を行う必要があると認められるため、関係書類を添えて提言する。

記

- 1 施設の所在地
- 2 施設の種類、名称及び構造
- 3 施設の所有者
- 4 施設が他の工作物と効用を兼ねるときはその概要
- 5 漁港施設とみなす必要があるとする理由
- 6 施設の所在地を示す図面及び当該施設の平面図、縦断面図、横断面図、構造図その他の当該施設の構造を示す図面（別添）

別表（第4関係）

提言書に添付する図面及び資料一覧表

| 事 項 | 漁港の 指 定 | 漁港の指定内容の変更 | | | 指定の 取消し |
|---|------------|--------------|-------|------|------------|
| | | 名称等の 告示変更 | 区域の変更 | | |
| | | | 重要変更 | 軽微変更 | |
| 1 漁港を指定する（又は指定内容を変更する若しくは指定を取り消す）必要があるとする理由 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2 漁港港勢調査表 | | | | | |
| ア 漁港港勢総括表 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| イ 人口、漁業協同組合等調査表 | ○ | | ○ | | ○ |
| ウ 出荷先別配分数量・比率調査表 | ○ | | ○ | | ○ |
| エ 漁船調査表 | ○ | | ○ | | ○ |
| オ 地元漁船以外の調査表 | ○ | | ○ | | ○ |
| カ 漁港施設調査表 | ○ | | ○ | | ○ |
| 3 その他必要な書類 | | | | | |
| ア 漁港管理者及び漁業協同組合の同意書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| イ 他の区域の管理者の同意を証する書類 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 4 図面、写真等 | | | | | |
| ア 都道府県管内図 | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ |
| イ 市町村管内図 | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ |
| ウ 漁港区域平面図 | ◎ | ○ | ◎ | ◎ | ○ |
| エ 写真 | ○ | | ○ | ○ | ○ |
| 5 水産政策審議会用説明スライド写真 （電子媒体による記録画像） | ○ | | ○ | | ○ |

(注) (1) ○印は、添付することが望ましい書類を示す。◎印は、申請書に1部を添付し、更に国土交通省協議用に別添により2部添付する図面を示す。

(2) 「軽微変更」とは、当該漁港の指定内容の変更が、漁港の指定の内容の軽微な変更に関する基準（平成13年3月26日農林水産省告示第450号）に該当する場合をいい、「重要変更」とは、軽微変更以外の場合の漁港の指定内容の変更をいう。

別紙様式第3号の1

提 言 の 内 容 (漁 港 の 指 定 (又 は 漁 港 の 指 定 の 取 消))

都道府県名

| 漁港の名称 | 漁港の種類 | 所在地 | 漁港の区域 | | 備考 |
|-------------|-------|-----------------------------|-------|----|----|
| | | | 水域 | 陸域 | |
| ふりがな ○ ○ | ○ | 市 郡 大字 町 村 字 | | | |

注：漁港の区域記載例

(水域) ○○市○○の次のア点からエ点を順次に結ぶ線及び陸岸により囲まれた海面

ア点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○

イ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○

ウ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○

エ点 北緯○○度○○分○○秒○○○○
東経○○○度○○分○○秒○○○○

(陸域) 水域の欄に規定するイ点、ア点、エ点、ウ点を順次結ぶ線及び水際線により囲まれた地域

別紙様式第3号の2

提 言 の 内 容 (漁 港 の 指 定 内 容 の 変 更)

都道府県名

| 区分 | 漁港の名称 | 漁港の種類 | 所在地 | 漁港の区域 | | 備考 |
|----|-------------|-------|-----------------------------|-------|----|----|
| | | | | 水域 | 陸域 | |
| 現在 | ふりがな ○ ○ | ○ | 郡 市 大字 町 村 字 | | | |
| 変更 | ふりがな ○ ○ | ○ | 郡 市 大字 町 村 字 | | | |

注：現在の欄の漁港の名称（所在地）、漁港の種類及び漁港の区域の各欄には、漁港の指定の告示（漁港の指定内容の変更の告示があったものについては最終的な内容）により、当該各欄に相当事項を記載すること。

別紙様式第4号

他 の 区 域 と の 関 係 調 書

| 重複する区域等の区分 | 名称 | 種類 | 管理者 | 所在地 | 区域 | 指定年月日 告示番号 | 備考 |
|------------|----|----|-----|-----|----|---------------|----|
| (1) 港湾関係 | | | | | | | |
| (2) 海岸保全区域 | | | | | | | |
| (3) 河川区域 | | | | | | | |
| (4) その他 | | | | | | | |

注：この表は、予定漁港の区域が海岸保全区域、河川区域又は港湾区域（港湾法第56条の広告水域を含む。）と重複して存するか又は接して存する場合に記入すること。